

採血後の健康被害・事故に対する賠償・補償等に関する諸外国の制度比較について

	採血主体(他の採血主体が存在する場合があります。)	過失		無過失			制度・法的位置づけ	財源	備考
		対象事象	給付	対象事象	給付	救済実施主体			
フランス	フランス血液公社(EFS)	採血に伴う被害		採血に伴う被害		EFS	公衆衛生法	自主財源	国営採血事業における社会的責任
ドイツ	ドイツ赤十字他	採血に伴う被害	社会的復帰の全費用(治療費等)金銭的給付	採血に伴う被害	社会的復帰の全費用(治療費等)金銭的給付	ドイツ赤十字他	ドイツ社会法	自主財源	公共の福祉の一環として、輸血による事故、供血者の移動等の経費も補償
英国	英国国営血液サービス(NBS)	採血に伴う被害		採血に伴う被害	見舞金、医療費(大抵は1000ポンド以下)	NBS	任意の救済	自主財源(製剤の売上げからプール)	自発的献血に対する補償
米国	・米国赤十字 ・非営利、独立系の採血団体	—	—	採血に伴う被害	医療費(最大1万ドル)、見舞金(裁判時)	米国赤十字	任意の救済	自主財源	
カナダ(ケベック州除く)	・カナダ血液サービス(CBS)	採血に伴う被害	身体的障害と財産上の損害の補償	採血に伴う被害	身体的障害と財産上の損害の補償	CBS	任意の救済	各州の保健担当部局が負担	—

注：各機関への聞き取りを基に作成したもの。